

大野町告示第19号

令和8年度大野町一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び大野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年大野町条例第8号。以下「条例」という。）第2条第1項の規定により、一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

令和8年4月1日

大野町長 宇佐美 晃三

第1 処理基本事項

(1) 生活系一般廃棄物は、排出者が自ら処分できるものの他は、法及び条例の定めるところにより、町の回収容器等において指定する日及び集積場所にて町が収集運搬し、処理するものとする。

(2) 廃棄物は、資源として再生利用できる金属類、びん、ペットボトル、その他プラスチック容器包装、スプレー缶等は分別して回収するよう努めるものとする。又、排出者は廃棄物減量のため次の事項を遵守するものとする。

ア 容器等は、使い捨てのものより、再生が可能なものを選んで求める。

イ リターナブルびんは、可能な限り販売店に戻す。

ウ 古紙類は廃棄物として排出しないで、まとめて集団回収又は6月・9月・12月・3月の古紙類等収集日に出す。

エ 生ごみの水切りの徹底及び自家処理を推進し、3R・マイバッグ等を実践し排出抑制に努める。

オ 不燃物処理場への搬入はおおむね年二回程度とし、一回につき1t未満とする。

カ 特定家庭用機器（エアコンディショナー・テレビジョン受信機（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）・電気冷蔵庫及び電気冷凍庫・電気洗濯機及び衣類乾燥機）は家電リサイクル法（平成10年法律第97号）により町許可業者に引取依頼するか、指定引取場所に直接持ち込む。

- キ 使用済み小型家電は、小型家電リサイクル法（平成24年法律第57号）により適正に処理を行う。
- ク パソコンは資源有効利用促進法により製造メーカー等に引き渡す。
- ケ 可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみは有料収集とする。（但し一部の有害物は除く）
- コ 使用済み自動車及びオートバイは自動車リサイクル法（平成14年法律第87号）により適正に処理を行う。
- サ し尿、浄化槽汚泥の定期収集の推進。
- シ 集合住宅（アパート等）のごみ処理については、町指定のごみ集積場に搬出するか、町が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する等とする。
- ス 在宅医療廃棄物について、注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理し、その他の非鋭利な物は、一般廃棄物として処理等とする。
- セ 処理困難物（木くず等（生木、剪定枝、竹等））については、堆肥化及び一般廃棄物処分許可業者等により、適正に処理を行う。
- ソ 食品ロスの削減に努める。
- タ プラスチック使用製品は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）により適正に処理を行う。

- (3) 事業系一般廃棄物は、事業者が自ら処分することを原則とするが、これによりがたいときは、法及び条例の定めるところにより、西濃環境整備組合の焼却施設を利用して処分するものとする。

第2 一般廃棄物処理実施計画

(1) 一般廃棄物の排出状況

ごみの発生量及び処理量の見込み

区 分		発生量及び処理量の見込み	
生活系一般廃棄物	生ごみ等	2,800t	
	資源ごみ	ガラスびん	80t
		缶類（スプレー缶を含む）	25t
		ペットボトル	30t
		プラスチック製容器包装	115t
		その他資源ごみ	30t
		金属類	41t
		小型家電	1t
		プラスチック使用製品	3t
		有害物	7t
	粗大ごみ	338t	
事業系一般廃棄物		1,400t	
合 計		4,870t	
し 尿		363kl	
浄化槽汚泥		25,070kl	
合 計		25,433kl	

(2) 一般廃棄物の処理主体

種 類	処理区分	処 理 主 体			
		収 集 ・ 運 搬		処 理	
生活系	生ごみ等	焼却処理	委託業者	(株)美濃環境保全社	西濃環境整備組合
	資源ごみ	再資源化	委託業者	(株)美濃環境保全社	再資源化業者
	有害物	再資源化	委託業者	(株)美濃環境保全社 日本通運(株)	野村興産(株)

一般廃棄物	粗大ごみ	再資源化 焼却処理 埋立処理	委託業者	(株)美濃環境保全社 (株)ヤマゼン イー・ステージ(株) ティーエムエルテック(株)	西濃環境整備組合 (株)ヤマゼン イー・ステージ(株) 南都興産 ツネイシカムテックス(株) トーエイ(株)
事業系 一般廃棄物		焼却処理	許可業者	(有)揖斐・本巣クリーナー (株)野々村商店 東海環境サービスセンター 田代商店 東海装備(株)	西濃環境整備組合
し尿		施設処理	許可業者	(株)富士 東海環境事業(株)	大垣衛生施設組合
浄化槽汚泥		施設処理	許可業者	(株)富士 東海環境事業(株)	大垣衛生施設組合

(3) 処理計画

ア ごみ処理実施計画

①処理人口及び世帯数（令和8年3月1日現在）

処 理 人 口	世 帯 数
21,025人	8,356世帯

イ 排出抑制・再資源計画

①排出抑制の方法

分別回収を行い、再資源化を推進することにより、ごみの排出抑制を図る。

②再資源化の方法

種 類	再資源化の量	中間処理・再生業者
ガラスびん	80t	丸硝(株)
缶類(スプレー缶を含む)	25t	巖本金属(株)・(有)山本商店
ペットボトル	30t	協栄J&T環境(株)

プラスチック製容器包装	115 t	(財) 日本容器包装リサイクル協会
その他資源	30 t	岐阜県資源リサイクル協同組合
金属類	41 t	巖本金属(株)・(有)山本商店
小型家電	1 t	トーエイ (株)
乾電池・蛍光管	7 t	野村興産(株)
プラスチック使用製品	3 t	KSC(株)

③関連施設の概要

施設名 西濃環境保全センター
 処理方式 全連続式流動床炉 90 t / 日 × 2 炉
 ガス化高温溶融一体型直接溶融炉 90 t / 日 × 1 炉
 所在地 揖斐郡大野町大字下座倉 1 3 7 5 番地 1

施設名 大野町最終処分場
 面積 4, 177 m²
 所在地 揖斐郡大野町大字相羽 9 3 5 番地 4 他

焼却施設及び最終処分場においては、毎月 1 回地下水の水質検査と、年 1 回地下水のダイオキシン類の測定を行う。

ウ 収集・運搬計画

①生活系一般廃棄物

区分	収集運搬量	収集区域	収集回数	収集方法
生ごみ等	2, 800 t	町内全域	週 2 回	ステーション回収 直接搬入
資源 ごみ	ガラスびん	80 t	月 1 回 (ペットボトルは 6 ~ 9 月の み月 2 回)	ステーション回収
	缶類 (スプレー缶 を含む)	25 t		
	ペットボトル	30 t		
	プラスチック製容器包装	115 t		
	その他資源ごみ	30 t		
			月 2 回	
			年 6 回	

	金属類	41t		月1回	
	小型家電	1t		随時	拠点回収
	プラスチック使用製品	3t			
	有害物	7t		月1回	ステーション回収
	粗大ごみ	338t		月1回	ステーション回収
				随時	直接搬入

②事業系一般廃棄物収集許可業者

業 者 名	収集予定量	保有車両台数
(有) 揖斐・本巣クリーナー	810t	塵芥車 12台 キャブオーバ 2台
(株) 野々村商店	470t	塵芥車 20台 キャブオーバ 4台 コンテナ専用車 7台 バン 1台 冷蔵冷凍車 2台
東海環境サービスセンター	70t	塵芥車 3台
田代商店	40t	塵芥車 3台 バン 1台 平ボディー車 2台
東海装備(株)	10t	塵芥車 2台

③一般廃棄物処分許可業者

業 者 名	事業内容	最大保管能力
(株) マルダイ	木くずの破砕	2815.6m ³

エ 生活排水処理実施計画

現在、生活雑排水は合併浄化槽による処理を除けば、未処理のまま水域へ排出されている。河川水質の浄化、快適な住環境の整備のため、下水(時期未定)及び高度処理型合併浄化槽設置推進により水質改善を図る。

①し尿・浄化槽汚泥の処理計画

種類	排出量(要処理量)	収 集 又 は 処 分		
し尿	363kl	収集	処 理 主 体	収 集 回 数
			(株)富士 東海環境事業(株)	月 1 回
		処分	処 理 主 体	処 分 方 法
			大垣衛生施設組合	処理施設で処分
浄化槽汚泥	25,070kl	収集	処 理 主 体	収 集 回 数
			(株)富士 東海環境事業(株)	浄化槽法で定める 清掃回数
		処分	処 理 主 体	処 分 方 法
			大垣衛生施設組合	処理施設で処分

収集日程等別紙のとおり。浄化槽汚泥については浄化槽法（昭和58年法律第43号）で定めるところにより収集。

②事業区域

区 域	収 集 業 者
町道黒野下方幹線及び稲富1号線等の西側	(株)富士
〃 東側	東海環境事業(株)

③処理人口

計画処理区域内人口		20,940人	
計 画 処 理 人 口 内 訳	非水洗化人口		432人
	内 訳	計画収集人口	432人
		自家処理人口	0人
	水洗化人口		20,508人
	内 訳	公共下水道人口 (農業集落排水)	0人 0人
		浄化槽人口 (うち、合併槽)	20,508人 19,371人

④し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者

業 者 名	収集予定量	保有車両台数
(株)富士	し尿 2 8 4 k l	糞尿車 1 9 台
	浄化槽汚泥 1 8, 0 0 0 k l	
東海環境事業 (株)	し尿 7 9 k l	糞尿車 1 2 台
	浄化槽汚泥 7, 0 7 0 k l	

⑤し尿処理施設

施 設 名 大垣衛生センター
 処 理 方 法 高負荷脱窒素処理方式
 処 理 能 力 3 4 0 k l / 日
 所 在 地 大垣市荒川町 8 5 2 番地

(4) 住民に対する広報、啓発活動等

生活環境の保全のため、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用若しくは不用品の活用等により再利用を図る。生じた廃棄物は、自ら分別すること等により、再資源化及び廃棄物の減量に努める。

ごみの分別、収集日、再資源化、美化運動、食品ロスの削減等について、「ごみ分別促進アプリ」「大野町年間行事予定表」、「ごみ収集表」、「ごみ分別辞典」、「広報おおの」、「大野町ホームページ」等による啓発活動を推進し、住民、事業者及び行政が連携して関係法令等を遵守していく。

また、各自治会、P T A 及び大野町環境審議会等との連携を強化して啓発を進める中で、適正なごみの排出について、継続して啓発を行う。

県や警察等関係機関と連携をはかりながら、不法投棄や不適正保管の監視を更に強化し、行為者の追及、是正処置をとっていくとともに、大野町シルバー人材センター、N P O 法人、各自治会及び大野町環境審議会等の協力のもと、不法投棄原因者の早期発見や不法投棄等の未然防止に努める。